

和解について（港湾局関係）

損害賠償請求事件について、次のとおり和解する。

1 当事者、事件名及び事件概要

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 原告 大阪港埠頭ターミナル株式会社 被告 大阪市 2 大阪地方裁判所 平成21年(ワ)第8581号 損害賠償請求事件	平成20年4月5日、港区石田2丁目地先の大阪港サイロ岸壁において、本市が設置したサイロ施設の使用許可を受けていた原告が、当該サイロ施設の荷役機械（以下「本件機械」という。）を使用して小麦の荷揚を行っていたところ、本件機械の装置の一部が脱落し、油圧ホースが断裂したため、作動油が飛散し、当該小麦が汚損したことにより損害を受けたとして、原告が、本市に対し金141,560,290円の損害賠償を求める訴えを提起していたが、このたび裁判所の和解勧告を受けて和解をするもの

2 和解の要旨

本市は、和解金として金98,000,000円を原告に支払う。

平成25年5月15日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

損害賠償請求事件について、和解をするため、この案を提出する次第である。